

## 4

## 専門支援コーディネーター事業

中小企業の皆様が抱える特定分野の課題について、専門支援コーディネーターが相談に応じます。

### ●対象となる方

食品産業、マーケティングデザイン、環境・再生可能エネルギー、事業承継について悩みを抱える中小企業者

### ●支援の内容

企業の相談に応じて専門的な見地から課題(法的条件、必要技術・設備、販路確保など)を抽出し、解決策(自力改善、専門家スポット派遣、補助・融資、他機関連携など)に結びつけます。以下、4分野のコーディネーターが相談に応じます。

- ・食品産業
- ・マーケティングデザイン
- ・環境・再生可能エネルギー
- ・事業承継

例えば、

- ・これから農産加工事業を始めたい。  
加工技術、設備導入、営業許可などについて教えてほしい。(食品産業)
- ・地元食材を使用した新商品を開発した。首都圏百貨店をターゲットにしたいのだが、パッケージデザインや販路開拓について教えてほしい。(マーケティングデザイン)
- ・太陽光、水力、風力、地熱などを利用し、新しい分野への進出を検討している。  
事業化に向けた条件などについて教えてほしい。(環境・再生可能エネルギー)
- ・省エネ設備を導入するなどして省エネ化を図りたい、省エネ関連の補助金を利用するにはどうしたらいいか相談に乗ってほしい。(環境・再生可能エネルギー)
- ・後継者が居ない。今後どのようにすればいいのか教えてほしい。(事業承継)
- ・後継者は決まっているが、どのように承継すればいいのか教えてほしい。(事業承継)

#### 【費用】

相談に係る費用は無料です。

### ●ご利用の方法

専門支援コーディネーターは常勤ではないため、事前に連絡をお願いします。

#### お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部  
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666

162

### オフィスビル・工場の 省エネルギー・節電無料診断

オフィスビル・工場の省エネ・節電を推進するために熱・電気の専門家を派遣し、診断、改善提案、アフターフォローを実施し、中小企業等の省エネ・節電の推進をサポートします。

#### ●対象となる方

・中小企業及び年間エネルギー使用量原油換算値で100kl以上1,500kl未満のオフィスビル・工場等

#### ●支援の内容

- ・診断希望者から「診断申込書」が提出された場合、オフィスビル・工場の省エネを推進するために、熱・電気の専門家による省エネ診断の実施。
- ・省エネ診断実施後、診断結果・改善取り組み等の内容報告を実施。
- ・診断に関連する各種相談への対応。

#### ●ご利用の方法

省エネルギーセンターホームページにアクセスして、申込書に必要事項を記入してFAX(022-221-1752)またはe-mail(thk@eccj.or.jp)でお申し込みください。  
URL : <http://www.shindan-net.jp/service/index.html>

#### お問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター東北支部  
TEL. 022-221-1751 FAX. 022-221-1752

## 省エネ・再エネ設備への投資を行う場合の税制上の優遇措置を知りたい

163

### グリーン投資減税

最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備への投資に対する税制優遇措置が受けられます。

#### ●対象となる方

青色申告書を提出する法人又は個人

#### ●支援の内容

平成23年6月30日から平成30年3月31日までの間に再生可能エネルギー設備等を取得し、かつ取得をした日から1年以内に事業の用に供した場合には30%特別償却、又は7%税額控除(中小企業のみ)のいずれかを選択することで、税制の優遇が受けられます。  
※国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは対象となりません。

#### ●ご利用の方法

詳しい内容については、ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。  
URL : [http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green\\_tax/greensite/green/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/index.html)

#### お問い合わせ先

管轄の税務署(巻末 関係機関連絡先一覧参照)  
東北経済産業局 資源エネルギー環境部  
エネルギー対策課  
TEL. 022-221-4932 FAX. 022-213-0757

# 中小企業における様々な税制措置について知りたい

188

## 中小企業に適用される税制

中小企業者等の方は税制上の特別措置を受けることができます。

### ●対象となる方

「青色申告書を提出する個人事業者」又は「中小企業者等」  
※税制上の特別措置では、資本金1億円以下の企業(中小企業)のみを対象としていることがあります(法人税法、租税特別措置法等)のでご注意ください。

### ●措置の内容

#### ■個人事業者のための措置

個人事業を営んでいる青色申告者は、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができるほか、青色事業専従者給与として支払った給与を必要経費に算入できるなどの特典が設けられています。  
また、地方税においても、住民税や事業税の専従者給与控除、事業税の事業主控除などの制度があります。

#### ■法人企業のための措置

中小企業(年所得800万円以下の部分)、公益法人には19%に軽減された法人税率が適用されます。

対象	平成28年4月1日以後開始事業年度		平成30年4月1日以後開始事業年度
大企業 資本金1億円超	所得区分なし	23.4%	23.2%
中小企業 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	23.4%	23.2%
	年所得800万円以下の部分	19%(15%)	19.0%
公益法人等 (商工会、商工会議所等)	年所得800万円超の部分	19.0%	19.0%
	年所得800万円以下の部分	19%(15%)	

※表中の括弧書の税率は、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

### お問い合わせ先

山形税務署  
TEL. 023-622-1611  
鶴岡税務署  
TEL. 0235-22-1401  
新庄税務署  
TEL. 0233-22-5111  
村山税務署  
TEL. 0237-53-2151

米沢税務署  
TEL. 0238-22-6320  
酒田税務署  
TEL. 0234-33-1450  
寒河江税務署  
TEL. 0237-86-2244  
長井税務署  
TEL. 0238-84-1810

一定の要件を満たす企業は、雇用者を1人増やすごとに40万円の法人税等の税額控除が受けられます。

### ●対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する法人又は個人であること
  - 適用年度とその前事業年度に「事業主都合による離職者」がないこと
  - 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること。
  - 適用年度における「支払給与額」が前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
  - 風俗営業等(※)を営む事業主でないこと
- (※)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ屋など)

### ●措置の内容

同意雇用開発促進地域内(平成29年4月1日現在、山形県該当地域なし)に所在する事業所において、新たに雇い入れた無期雇用かつフルタイムの雇用増加数1人当たり40万円の税額控除(個人事業主の場合は、所得税からの控除)を行います。ただし、当期の法人税額(個人事業主の場合は、所得税額)の10%(中小企業は20%)を限度とします。

※地域再生法に基づき山形県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設設備計画」の認定を受け、地方における本社機能等の拡充・移転に取り組む事業所には税額控除が更に優遇される場合があります(詳しくは、下記までお問い合わせください。)

### ●適用年度

個人事業主:平成29年1月1日から平成30年12月31日までの各暦年

法人:平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度

### ●ご利用の方法

- 1 適用年度開始後又は地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定後2か月以内に主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出してください。
- 2 適用年度終了後2か月以内(個人事業主は翌年の3月15日まで)に主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。ハローワークは提出された書類を預かり、達成状況を確認した上で、返送します(お預かりしてから返送まで約2週間(4月・5月は1か月程度)要します。)
- 3 確認を受けた当該書類を確定申告書等に添付して、税務署へ申告してください。

### お問い合わせ先

県内ハローワーク

(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

管轄の税務署

(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

本社機能を有する施設を整備する計画(地方活力向上地域特定業務施設整備計画)を作成し、県の承認を受けた場合、債務の保証や課税特例等の優遇措置を受けることができます。

### ●対象となる方

地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、県の承認を受けた事業者

※着工の前に承認を得る必要があります。

※整備される施設、従業員の雇用等の要件がありますので、詳しくはお問合わせください。

### ●支援の内容

- ①中小機構による債務保証
- ②法人税の減税
- ③地方税の減税
- ④日本政策金融公庫による低利融資

### お問い合わせ先

#### 【製造業の方】

山形県商工労働部 工業戦略技術振興課 産業立地室

TEL. 023-630-2690 FAX. 023-630-2695

#### 【製造業以外の方】

山形県商工労働部 産業政策課

TEL. 023-630-2134 FAX. 023-630-2128

# 新たに取得する設備等について税の軽減措置を活用したい

191

## 中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を新設するとともに、経営力向上計画の認定による固定資産税減免の対象設備も拡充されました。

### ●対象となる方

以下に定める中小事業者等

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以上の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

### ●支援の内容

1. **固定資産税が3年間半分に なります。**（**固定資産税の特例**）
2. 法人税<sup>※1</sup>について、**即時償却**または**取得価額の10%**<sup>※2</sup>の**税額控除**が**選択適用**できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 { 生産性が年平均 1%以上向上 }		地域・業種を限定した上で <b>拡充</b> (平成29年4月1日～)	
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) { 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 }		<b>拡充</b> (平成29年4月1日～)	
		【中小企業投資促進税制 (中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

※上記の税制優遇措置のほか、金融支援も受けることが可能です。  
※制度により利用できる企業規模など要件が異なる場合がございますので、  
詳細につきましては、以下までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

東北経済産業局 産業部 経営支援課  
TEL. 022-221-4806  
E-mail thk-kkk@meti.go.jp

後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の皆様の相談に応じ、円滑な事業の引継ぎや後継者による新事業展開を支援します。

### ●対象となる方

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方

### ●支援の内容

事業引継ぎに精通した専門相談員が、**秘密厳守**のうえで、**個別に相談対応**を行います。

**【相談料】無料**

<相談事例>

- 子供や従業員に引き継ぎたいが、どんな手続きが必要ですか？
- 後継者を決めるとき、どのようなことを考慮すべきでしょうか？
- 後継者教育は、どのように行えばよいですか？
- 会社を存続させるため、経営全般を見直したいのですが？
- 親族や従業員等に後継者候補がおりません。廃業するしかないでしょうか？
- 会社を譲渡したいが、どのように進めていけばよいでしょうか？
- 事業用資産を後継者に集中させていきたいのですが、どのような方法がありますか？
- 事業承継計画はどのようなものですか？

### ●ご利用の方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

山形県事業引継ぎ支援センター  
(公益財団法人山形県企業振興公社内)  
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666  
✉ y-hikitsugi@ynet.or.jp

193

## 事業承継計画策定促進事業 (専門家派遣)

事業承継に取り組む中小企業の皆様に対して専門家を派遣し、事業承継計画の策定や事業承継に関する課題解決を支援します。

### ●対象となる方

事業承継計画の策定に取り組む中小企業・小規模事業者の方

### ●支援の内容

事業承継に精通した外部の専門家(税理士、中小企業診断士、公認会計士等)を派遣して、事業承継計画の策定などの支援を行います。

#### 【専門家の謝金】

1回(4時間以上) あたり40,000円

○ 企業負担:1/3(14,000円)、公社負担:2/3(26,000円)

#### 【専門家の旅費】

公社旅費規程による額

○ 企業負担:1/3、公社負担:2/3

#### 【専門家の派遣回数】

○ 5回以内

### ●ご利用の方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

山形県事業引継ぎ支援センター  
(公益財団法人山形県企業振興公社内)  
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666  
✉ y-hikitsugi@y-net.or.jp



事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまう。なんとなく必要なのは分かっている先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前にできるだけ早く対策を講じることをお手伝いします。

### ●対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

### ●支援の内容

#### ①経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた助言を受けることができます。

#### ②事業承継円滑化のための税制措置

世代の交代期を迎えた中小企業の後継者が事業承継を行う場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

#### ③事業承継支援資金

中小企業が事業承継に必要な資金の低利融資を受けることができます。

#### ④中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業

中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題（事業承継に関する相談も含む。）に対し、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣等を支援します。

#### ⑤中小企業成長支援ファンド

中小企業の経営実態に即した多様な資金供給と、踏みこんだ経営支援を行い事業承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業者を幅広く支援します。

#### ⑥事業承継フォーラムなどの開催

事業承継に関する対策の早期取組を促すための中小企業経営者等向けの事業承継フォーラムや税理士等の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施します。

（開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構 事業承継・引継ぎ支援センター

電話：03-5470-1576にお問い合わせください。）

#### ⑦事業承継に関するパンフレットの作成・配布

中小企業の円滑な事業承継のためのパンフレットを用意しています。中小企業庁のHPから無料でダウンロードや郵送の請求ができます。

（URL： <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>）

### ●ご利用の方法

詳細については下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

##### ①③山形県 商工労働部 中小企業振興課

TEL. 023-630-2354 FAX. 023-630-3267

##### ④中小企業庁 経営支援部 経営支援課

TEL. 03-3501-1763

##### ⑤独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

TEL. 03-5470-1672

##### ②管轄の税務署

（巻末 関係機関連絡先一覧参照）

## 経営承継円滑化法による 事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

### ●対象となる方

相続による自社株式等の散逸を防止したい非上場中小企業の後継者  
事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している非上場中小企業とその後継者  
事業承継税制の適用を受けようとする非上場中小企業の後継者

### ●支援の内容

#### ① 遺留分※に関する民法特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續(経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

※ 「遺留分」とは、配偶者や子など(遺留分権利者)に民法上保障される最低限の資産承継の権利です。後継者への生前贈与により、相続時に他の遺留分権利者が実際に得られた相続財産が「遺留分」に足りない場合に、後継者が、他の遺留分権利者から「遺留分」を取り戻すための請求(遺留分減殺請求)を受けるおそれがあります。

##### (1)生前贈与株式を遺留分の対象から除外

贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止できます。

##### (2)生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できます。

#### ② 金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ(自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金等)や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、山形県知事の認定を受けることで、①信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大、②株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付け※を利用することができます。

※ 金融支援については、親族に限らず、親族外の役員や従業員が事業を承継するために自社株式や事業用資産を買い取る場合等にも御利用頂けます。

#### ③ 事業承継税制の基本的枠組み

事業承継税制については、経営承継円滑化法における山形県知事の認定を受けた非上場中小企業の後継者が対象です。

雇用確保を始めとする事業継続要件などを満たす場合に、自社株式等に係る相続税や贈与税の納税が猶予されます。

### ●ご利用の方法

手續の方法等、詳細については下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

① 中小企業庁事業環境部財務課  
TEL. 03-3501-5803

②③ 山形県 商工労働部 中小企業振興課  
TEL. 023-630-2354 FAX. 023-630-3267